（その１）



収支報告書

平成30 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　まいたちしょうじこうえんかい

1 政治団体の名称　舞立昇治後援会

2 主たる事務所の所在地　鳥取県米子市東町177
東町ビル

3 代表者の氏名　鈴木　信

4 会計責任者の氏名　堀　博之

事務担当者の氏名

中ノ森　早苗

（電話）　0859-37-5016

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	舞立　昇治
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	7,268,670
（前年からの繰越額）	558,670
（本年の収入額）	6,710,000
支　出　総　額	5,011,540
翌年への繰越額	2,257,130

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	640,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	6,070,000	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	6,710,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	6,710,000	

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1.個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
泉　博和	5,000	H30/1/11	鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1968-11	会社役員	
小川　克彦	5,000	H30/2/5	鳥取県東伯郡琴浦町竹内363	団体役員	
国森　能樹	5,000	H30/2/5	鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1204-5	会社役員	
宇田川　隆良	5,000	H30/2/5	鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1923-8	会社役員	
表　智嘉子	5,000	H30/2/5	鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1909-1	会社役員	
村上　隆	5,000	H30/2/5	鳥取県東伯郡琴浦町竹内315	農業	
福本　高博	5,000	H30/2/5	鳥取県東伯郡琴浦町出上221	会社役員	
門脇　英信	5,000	H30/2/5	鳥取県東伯郡北栄町妻波1074-7	会社役員	
三原　聡	100,000	H30/5/22	鳥取県倉吉市上井263-2　ミサワカレントスクエア1203	医師	
山崎　正美	100,000	H30/10/11	鳥取県倉吉市関金町安歩843-8	団体役員	
山川　洸	100,000	H30/5/16	鳥取県米子市皆生温泉1-4-14	無職	
川口　敦子	5,000	H30/6/5	鳥取県鳥取市宮長261-9	無職	
徳村　純一郎	5,000	H30/7/9	鳥取県鳥取市南隈650	団体役員	
加藤　栄隆	10,000	H30/11/27	鳥取県倉吉市関金町郡家879-1	団体役員	
栗原　隆政	10,000	H30/11/28	鳥取県倉吉市鴨河内1641	団体役員	
この頁の小計	370,000				

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
永田　芳和	5,000	H30/11/28	鳥取県東伯郡北栄町東園741-26	団体役員	
河野　正人	5,000	H30/11/28	鳥取県倉吉市大立286	団体役員	
戸田　　勲	10,000	H30/11/28	鳥取県東伯郡琴浦町笠見46	団体役員	
山本　孝志	5,000	H30/11/28	鳥取県東伯郡北栄町瀬戸46-1	団体役員	
伊藤　裕章	5,000	H30/11/28	鳥取県倉吉市津原662	団体役員	
向井　信博	5,000	H30/11/28	鳥取県東伯郡三朝町久原266	団体役員	
藤原　　治	5,000	H30/11/28	鳥取県倉吉市服部633	団体役員	
長田　昭人	10,000	H30/12/7	鳥取県倉吉市国府684-1	会社役員	
秦野　博行	50,000	H30/12/4	鳥取県米子市米原1-1-12-1101	会社役員	
安井　　賢	10,000	H30/4/7	鳥取県米子市皆生1-14-6	会社役員	
杉尾　繁樹	10,000	H30/1/26	鳥取県米子市皆生3-1-10	会社役員	
八幡　康久	30,000	H30/4/16	鳥取県米子市皆生1-18-16	会社役員	
足立　英樹	5,000	H30/4/16	鳥取県米子市天神町1丁目71-2	会社員	
後藤　美嗣	5,000	H30/4/16	鳥取県米子市福万639-1	会社員	
小川　利視	5,000	H30/4/16	鳥取県米子市皆生新田3-15-12	会社員	
この頁の小計	165,000				

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
山本　光陽	5,000	H30/4/16	鳥取県米子市皆生新田2-9-31 A-202	会社員	
門脇　誠二	5,000	H30/4/16	鳥取県米子市皆生新田3-2-29	会社員	
八田　久男	5,000	H30/4/16	鳥取県米子市皆生1丁目6-3	司法書士	
中村　正良	5,000	H30/4/16	鳥取県米子市淀江町中間639	農業	
片上　信行	5,000	H30/4/7	鳥取県米子市上福原3丁目6-23	歯科技工士	
足立　和弘	5,000	H30/4/7	鳥取県米子市富益町25-6	会社役員	
上野　一郎	5,000	H30/4/11	鳥取県米子市車尾3-12-41	無職	
森脇　敬太	5,000	H30/4/16	鳥取県米子市皆生新田2-13-5	会社員	
渡辺　　均	5,000	H30/4/16	鳥取県米子市西福原6-19-60	無職	
髙野　真二	5,000	H30/4/16	鳥取県米子市旗ヶ崎1-25-15-307	団体職員	
宇田川　俊宏	20,000	H30/8/22	鳥取県日野郡江府町武庫651	会社役員	
山根　　諭	20,000	H30/8/22	鳥取県西伯郡大山町稲光69	会社役員	
森本　詔照	10,000	H30/9/10	鳥取県西伯郡大山町安原116	会社役員	
齋藤　　彰	5,000	H30/10/4	鳥取県米子市西福原2-8-57	会社員	
この頁の小計	105,000				
その他の寄附	0				
合計	640,000				

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3.政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
自由民主党鳥取県参議院選挙区第一支部	500,000	H30/1/18	鳥取県米子市東町177　東町ビル	舞立　昇治	
自由民主党鳥取県参議院選挙区第一支部	450,000	H30/2/16	鳥取県米子市東町177　東町ビル	舞立　昇治	
自由民主党鳥取県参議院選挙区第一支部	450,000	H30/3/23	鳥取県米子市東町177　東町ビル	舞立　昇治	
自由民主党鳥取県参議院選挙区第一支部	350,000	H30/4/25	鳥取県米子市東町177　東町ビル	舞立　昇治	
自由民主党鳥取県参議院選挙区第一支部	550,000	H30/5/24	鳥取県米子市東町177　東町ビル	舞立　昇治	
自由民主党鳥取県参議院選挙区第一支部	620,000	H30/6/25	鳥取県米子市東町177　東町ビル	舞立　昇治	
自由民主党鳥取県参議院選挙区第一支部	550,000	H30/7/21	鳥取県米子市東町177　東町ビル	舞立　昇治	
自由民主党鳥取県参議院選挙区第一支部	200,000	H30/8/23	鳥取県米子市東町177　東町ビル	舞立　昇治	
自由民主党鳥取県参議院選挙区第一支部	750,000	H30/9/24	鳥取県米子市東町177　東町ビル	舞立　昇治	
自由民主党鳥取県参議院選挙区第一支部	450,000	H30/10/25	鳥取県米子市東町177　東町ビル	舞立　昇治	
自由民主党鳥取県参議院選挙区第一支部	850,000	H30/11/22	鳥取県米子市東町177　東町ビル	舞立　昇治	
自由民主党鳥取県参議院選挙区第一支部	350,000	H30/12/25	鳥取県米子市東町177　東町ビル	舞立　昇治	
この頁の小計	6,070,000				
その他の寄附	0				
合計	6,070,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支 出 の 総 括 表

項　　目	金　　額	備　　考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	281,000	0	
(2) 光 熱 水 費	334,806	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	202,254	0	
(4) 事 務 所 費	4,172,184	0	
小 計	4,990,244	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	21,296	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	21,296	0	
合 計	5,011,540		

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
電気代11月・12月分、口座引落手数料	20,772	H30/1/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
電気代12月分	14,890	H30/1/31	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目9番地	
水道料・下水道料1～2月分、電気代1月分	16,269	H30/2/28	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目9番地	
電気代1月分	15,867	H30/3/1	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
電気代2月分、引落手数料	13,425	H30/3/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
電気代2月分	14,435	H30/3/29	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目9番地	
電気代3月分、引落手数料	16,681	H30/4/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
上下水道料3～4月分、電気代3月分	11,038	H30/4/27	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目9番地	
電気代4月分、口座振替手数料	11,238	H30/5/28	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
電気代5月分、口座手数料	11,509	H30/6/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
水道料金2期分、電気代	10,596	H30/8/1	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
水道料・下水道料7～8月分、電気代7月分	11,652	H30/8/31	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目9番地	
電気代9月分	11,443	H30/9/19	中国電力㈱鳥取取扱店	鳥取県鳥取市新品治町1番地6	
電気代8月分、引落手数料	10,070	H30/9/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
電気代9月分、引落手数料	12,253	H30/10/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
この頁の小計	202,138				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
電気代10月分、引落手数料	13,497	H30/11/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
この頁の小計	13,497				
その他の支出	119,171				
合計	334,806				

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		３．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
名刺用紙	12,260	H30/12/5	SMBCファイナンスサービス㈱	東京都港区三田3丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館	
この頁の小計	12,260				
その他の支出	189,994				
合計	202,254				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
東部事務所家賃２月分	86,400	H30/1/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
中部事務所家賃	50,000	H30/1/26	（有）大川清掃	鳥取県倉吉市金森町52番地	
西部事務所家賃、共益費、定期駐車料２月分	64,800	H30/1/31	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目9番地	
中部事務所家賃	50,000	H30/2/26	（有）大川清掃	鳥取県倉吉市金森町52番地 取締役　大川康次	
西部事務所家賃、共益費、定期駐車料３月分	64,800	H30/2/28	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目9番地	
東部事務所家賃３月分	86,400	H30/3/1	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
東部事務所家賃４月分	86,400	H30/3/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
中部事務所家賃	50,000	H30/3/26	（有）大川清掃	鳥取県倉吉市金森町52番地 取締役　大川康次	
西部事務所家賃、共益費、定期駐車料４月分	64,800	H30/3/29	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目9番地	
東部事務所家賃５月分	86,400	H30/4/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
中部事務所家賃	50,000	H30/4/26	（有）大川清掃	鳥取県倉吉市金森町52番地 取締役　大川康次	
西部事務所家賃、共益費、定期駐車料５月分	64,800	H30/4/27	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目9番地	
中部事務所家賃	50,000	H30/5/25	（有）大川清掃	鳥取県倉吉市金森町52番地 取締役　大川康次	
東部事務所家賃６月分	86,400	H30/5/28	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
西部事務所家賃、共益費、定期駐車料６月分	64,800	H30/5/30	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目9番地	
この頁の小計	1,006,000				

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
東部事務所家賃７月分	86,400	H30/6/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
中部事務所家賃	50,000	H30/6/26	（有）大川清掃	鳥取県倉吉市金森町52番地 取締役　大川康次	
西部事務所家賃、共益費、定期駐車料７月分	64,800	H30/6/29	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目9番地	
中部事務所家賃	50,000	H30/7/26	（有）大川清掃	鳥取県倉吉市金森町52番地 取締役　大川康次	
西部事務所家賃、共益費、定期駐車料８月分	64,800	H30/7/31	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目9番地	
東部事務所家賃８月分	86,400	H30/8/1	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
中部事務所家賃	50,000	H30/8/23	（有）大川清掃	鳥取県倉吉市金森町52番地 取締役　大川康次	
東部事務所家賃９月分	86,400	H30/8/27	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
西部事務所家賃、共益費、定期駐車料９月分	64,800	H30/8/31	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目9番地	
東部事務所家賃１０月分	86,400	H30/9/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
中部事務所家賃	50,000	H30/9/26	（有）大川清掃	鳥取県倉吉市金森町52番地 取締役　大川康次	
西部事務所家賃、共益費、定期駐車料１０月分	64,800	H30/10/1	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目9番地	
東部事務所家賃１１月分	86,400	H30/10/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
中部事務所家賃	50,000	H30/10/26	（有）大川清掃	鳥取県倉吉市金森町52番地 取締役　大川康次	
西部事務所家賃、共益費、定期駐車料１１月分	64,800	H30/10/31	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目9番地	
この頁の小計	1,006,000				

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
東部事務所家賃１２月分	86,400	H30/11/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
中部事務所家賃	50,000	H30/11/26	（有）大川清掃	鳥取県倉吉市金森町52番地 取締役　大川康次	
西部事務所家賃、共益費、定期駐車料１２月分	64,800	H30/12/3	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目9番地	
中部事務所家賃	50,000	H30/12/26	（有）大川清掃	鳥取県倉吉市金森町52番地 取締役　大川康次	
西部事務所家賃、共益費、駐車料３１年１月分	64,800	H30/12/26	（有）益尾地所	鳥取県米子市道笑町1丁目9番地	
東部事務所家賃１月分	86,400	H30/12/26	㈱エステートセンター	鳥取県鳥取市南吉方1丁目114-3	
複合機リース代（東部）	12,300	H30/1/22	とりぎんリース㈱	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
複合機リース代（中部）	10,815	H30/1/31	とりぎんリース㈱	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
複合機リース代（東部）	12,300	H30/2/20	とりぎんリース㈱	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
複合機リース代（中部）	10,815	H30/2/28	とりぎんリース㈱	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
複合機リース代（東部）	12,300	H30/3/20	とりぎんリース㈱	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
複合機リース代（中部）	10,815	H30/3/30	とりぎんリース㈱	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
複合機リース代（東部）	12,300	H30/4/20	とりぎんリース㈱	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
複合機リース代（中部）	10,815	H30/4/27	とりぎんリース㈱	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
複合機リース代（東部）	12,300	H30/5/21	とりぎんリース㈱	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
この頁の小計	507,160				

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
複合機リース代（中部）	10,815	H30/5/31	とりぎんリース㈱	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
複合機リース代（東部）	12,300	H30/6/20	とりぎんリース㈱	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
複合機リース代（中部）	10,815	H30/6/29	とりぎんリース㈱	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
複合機リース代（東部）	12,300	H30/7/20	とりぎんリース㈱	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
複合機リース代（中部）	10,815	H30/8/7	とりぎんリース㈱	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
複合機リース代（東部）	12,300	H30/8/20	とりぎんリース㈱	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
複合機リース代（中部）	10,815	H30/8/31	とりぎんリース㈱	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
複合機リース代（東部）	15,182	H30/9/20	とりぎんリース㈱	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
複合機リース代（中部）	10,815	H30/9/28	とりぎんリース㈱	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
複合機リース代（中部）	13,348	H30/10/31	とりぎんリース㈱	鳥取県鳥取市扇町9番地2	
電話代	10,478	H30/1/4	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
電話代	10,924	H30/1/25	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
郵便利用料	46,176	H30/1/30	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話代	11,484	H30/1/31	ドコモショップ米子南店	鳥取県米子市道笑町4丁目24-1	
電話代	11,170	H30/2/26	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
この頁の小計	209,737				

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
電話代	11,849	H30/2/28	ドコモショップ米子南店	鳥取県米子市道笑町4丁目24-1	
郵便利用料	65,712	H30/2/28	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話代	10,053	H30/3/26	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
電話代	10,864	H30/3/29	ドコモショップ米子南店	鳥取県米子市道笑町4丁目24-1	
郵便利用料	51,504	H30/3/29	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
料金後納郵便利用料	10,064	H30/4/20	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話代	14,798	H30/4/25	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
電話代	11,225	H30/4/27	ドコモショップ米子南店	鳥取県米子市道笑町4丁目24-1	
郵便利用料	37,296	H30/4/27	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話代	10,270	H30/5/1	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
電話代	10,605	H30/5/25	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
電話代	11,156	H30/5/30	ドコモショップ米子南店	鳥取県米子市道笑町4丁目24-1	
郵便利用料	49,136	H30/5/30	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話代	12,183	H30/6/25	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
電話代	10,670	H30/6/29	ドコモショップ米子南店	鳥取県米子市道笑町4丁目24-1	
この頁の小計	327,385				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
郵便利用料	39,664	H30/6/29	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話代	10,579	H30/7/2	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
電話代	12,707	H30/7/25	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
郵便利用料	46,176	H30/8/1	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話代	10,370	H30/8/8	ドコモショップ米子南店	鳥取県米子市道笑町4丁目24-1	
電話代	11,011	H30/8/15	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
電話代	13,506	H30/8/27	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
電話代	10,260	H30/8/31	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
電話代	10,190	H30/8/31	ドコモショップ米子南店	鳥取県米子市道笑町4丁目24-1	
郵便利用料	43,216	H30/8/31	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話代	11,212	H30/10/1	ドコモショップ米子南店	鳥取県米子市道笑町4丁目24-1	
郵便利用料	47,952	H30/10/1	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話代	10,372	H30/10/1	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
切手代	12,300	H30/10/17	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話代	10,838	H30/10/25	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
この頁の小計	300,353				

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電話代	10,400	H30/10/31	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
郵便利用料	44,992	H30/10/31	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話代	10,776	H30/10/31	ドコモショップ米子南店	鳥取県米子市道笑町4丁目24-1	
料金後納郵便利用料	10,064	H30/11/20	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話代	12,937	H30/11/26	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
電話代	11,383	H30/11/30	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
郵便利用料	54,464	H30/12/3	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話代	10,270	H30/12/5	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
電話代	13,141	H30/12/25	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
電話代	11,657	H30/12/26	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
郵便利用料	58,608	H30/12/27	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
政治資金監査報酬	43,200	H30/7/6	まほろば税理士法人 代表社員　播間和雄	鳥取県米子市河崎1373番地4	
この頁の小計	291,892				
その他の支出	523,657				
合計	4,172,184				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				渉外費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	20,000				
合計	20,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				会場費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	1,296				
合計	1,296				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年　5月　30日

政治団体の名称　舞立昇治後援会

会計責任者の氏名　堀　　博之　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和　元年　5月　30日

舞立昇治後援会
代表　鈴木　信　殿

登録政治資金監査人　播間匡広　印
登　録　番　号　第　4567　号
研修修了年月日　平成26年1月16日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、舞立昇治後援会の平成30年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、舞立昇治後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（2）法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

舞立昇治後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、舞立昇治後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上